第百十九条第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に、「前項第十号」を「前項第十一号」に改め、同条第三項中「又は第十号」を「から第十一号まで」に改める。

第百四十八条の見出しを「（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）」に改め、同条中「及び第二項第一号」を削り、同条第一号中「符号をいう。」の下に「第百四十九条の二第一号イ及び」を加え、「金融商品取引業者等」を「金融商品取引業者」に改め、同条第三号中「金融商品取引業者等」を「金融商品取引業者」に改める。

第百四十九条の次に次の一条を加える。

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第百四十九条の二　法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　証票等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であって、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関（有価証券等管理業務を行う者に限る。以下この条において同じ。）に交付されること。

ロ　登録金融機関と預金又は貯金の受入れを内容とする契約を締結する個人から有価証券の売買の受託等をする行為であって、当該契約に付随した貸付けを行う契約に基づき当該個人に対し当該有価証券の対価に相当する額の全部又は一部の貸付け（一月以内に返済を受ける貸付けに限る。）を行うものであること。

二　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

三　当該有価証券の売買が累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イ　有価証券の買付けの方法として、当該有価証券の種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めていること。

ロ　預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した登録金融機関の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ　他の顧客又は登録金融機関と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ　有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券（登録金融機関と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ　顧客から申出があったときには解約するものであること。

第百五十条第一号中「第百四十八条各号」を「前条各号」に改め、同条第二号中「よつて」を「よって」に、「第百四十八条各号」を「前条各号」に改める。

第二百七十七条第一項第八号イ中「場合に限る」を「者に限る。次号において同じ」に改め、同項第十号中「限る」を「限り、第一号から第九号までに掲げる場合を除く」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「上回らないとき」の下に「（前各号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　所属金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（ロに規定する委員のみにより構成されている場合にあっては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

ロ　イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る所属金融商品取引業者等、金融商品仲介業者及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。

第二百七十七条第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改め、同条第三項中「又は第十号」を「から第十一号まで」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号を次のように改める。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、次のいずれかに該当すること。

イ　記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

(2)　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ　法第五条第二項（法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合にあっては、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があった場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

第十一条第二項第四号ロ中「前号」を「前号イに掲げる基準に該当する場合にあっては、同号イ」に改める。

第二百三十二条第九号中「いう。以下同じ」を「いい、当該投資証券募集等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

第二百三十七条第一項第四号中「認定投資者保護団体」の下に「（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同項第八号イ中「場合」を「者」に改め、同項第九号中「上回らないとき」の下に「（前各号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第十号中「限る」を「限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く」に改める。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1)　次に掲げる契約に基づき対象従業員（株券の発行者である会社又はその被支配会社等（第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。以下この号において同じ。）若しくは関係会社（第七条第二項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）の従業員をいう。以下この号において同じ。）が行う買付け

(i)　令第一条の三の三第五号に規定する契約（第六条第二項に規定する要件を満たすものに限る。）

(ii)　第七条第一項第一号に規定する契約